

介護保険施設における居室へのカメラ設置について

令和元年10月9日

介護保険施設における居室へのカメラの設置について、明石市の運用ルールを下記のとおり作成しましたので、設置についてはご留意くださいますようお願いいたします。

なお、現在のところ国等からの通知等はなく正式なルールもないため、あくまで現在の明石市としての運用とし、今後通知等が発出されれば通知等の内容に則したものに変更することがあります。

【考え方】

居室へのカメラの設置について、設置自体については規制する法律等はないためやむを得ないと思われるが、運用については身体的拘束等に該当する可能性やプライバシーの問題などがある。入居者の動向を把握し事故防止につなげるなど見守りについて設置されるものであり、入居者の行動を制限することがないよう施設に対して運用のルールを策定してもらう必要がある。

【同意について】

- 1 利用者又はその家族に対してカメラの設置・撮影範囲・撮影理由・画像の閲覧・画像の保存方法等について、丁寧に説明し同意を得ること。
- 2 重要事項説明書及び契約書の条文に入れ込み強制的に同意をさせないこと。
- 3 同意を得ることができないという理由で施設入所の拒否をしないこと。
- 4 同意が得られない場合は取り外しや撮影できないように設定するなどの対策を行うこと。

【運用について】

- 1 行動の制限など身体的拘束の用途に使用しないこと。
- 2 次の各項目の内容を加えた運用ルールを策定、マニュアルの作成・配布を行い、運用実態に即して必要に応じて見直しを行うこと。

〔運用ルール〕

- ・機器を用いたケアのプロセスについて、関係者が十分に検討し、ルール化すること。
- ・想定される場面における基本的な流れについて検討し、どのような場合に、誰がどのように対応するのかを明確にしておくこと。
- ・機器の故障や誤作動などの状況についても想定し、対応を定めておくこと。
- ・運用に関するマニュアルを作成し、関係者に配布すること。
- ・画像の外部への流出を防止する方策を講じること。
- ・必要最小限の関係者以外は画像を見ることがないようにルール化し、周知徹底すること。

- 3 身体的拘束等適正化検討委員会において、定期的に運用状況に問題がないか点検すること。
- 4 身体的拘束等の適正化のための研修等を利用し、カメラの居室内への設置について、運用方法によっては身体的拘束になり得ることをすべての従業員に対して周知徹底させること。
- 5 画像は、入所者の起床、離床、転倒・転落やナースコールを押そうとする動作等の危険な又は注意を要する必要最小限のもののみ可視化すること。
- 6 入所者の画像は、シルエット画像又はぼかし処理を施すなどプライバシーを保護することが望ましい。

高齢者総合支援室

高年福祉担当いきいき係

介護保険担当給付係

福祉政策室

法人指導課